

◆現場代理人兼務イメージ図

従来ルール

	1工事目	2工事目	3工事目	備考
ケース1	羽生市発注工事 (3500万円未満)	← 兼務○ → 羽生市発注工事 (3500万円未満)	← 兼務× → 羽生市発注工事 (3500万円未満)	3500万円未満の市発注工事の兼務は2件まで
ケース2	羽生市発注工事 (3500万円未満)	← 兼務× → 羽生市発注工事 (3500万円以上)		3500万円以上の市発注工事の兼務不可
ケース3	羽生市発注工事 (3500万円未満)	← 兼務× → 市以外の発注工事		市以外の発注工事との兼務不可
ケース4	市以外の発注工事	← 兼務× → 羽生市発注工事 (3500万円未満)		市以外の発注工事との兼務不可

※建築一式工事にあつては、上記表中、3500万円とあるのは7000万円と読み替える



改正ルール

	1工事目	2工事目	3工事目	備考
ケース1	羽生市発注工事 (3500万円未満)	← 兼務○ → 羽生市発注工事 (3500万円未満)	← 兼務○ → 羽生市発注工事 (3500万円未満)	3500万円未満の市発注工事の兼務 ⇒兼務は3件まで (ただし、市内業者に限る) ※取扱要領第3条第1項第1号参照
ケース2	羽生市発注工事 (3500万円未満)	← 兼務○ → 市以外の発注工事 (3500万円未満) ※発注者の承諾要		3500万円未満の市以外発注工事を含む兼務 ⇒兼務は2件まで ※取扱要領第3条第1項第2号参照
ケース3	羽生市発注工事 (3500万円未満)	← 兼務○ → 羽生市発注工事 (3500万円以上)	【注意】 ケース3～5は、「羽生市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」により、同一の主任技術者を配置した工事の場合	3500万円以上の主任技術者兼務が可能な工事 ⇒兼務は2件まで ※取扱要領第3条第1項第3号参照
ケース4	羽生市発注工事 (3500万円以上)	← 兼務○ → 羽生市発注工事 (3500万円以上)		3500万円以上の主任技術者兼務が可能な工事 ⇒兼務は2件まで ※取扱要領第3条第1項第3号参照
ケース5	羽生市発注工事 (3500万円以上)	← 兼務○ → 市以外の発注工事 (3500万円以上) ※発注者承諾要		3500万円以上の主任技術者兼務が可能な工事 ⇒兼務は2件まで ※取扱要領第3条第1項第3号参照
ケース6	羽生市発注工事 (3500万円未満)	← 兼務○ → 羽生市発注工事 (常駐を要しない期間)	羽生市発注工事 (3500万円未満)	常駐を要しない期間は兼務件数に含まれないため、もう1件兼務可能 ※取扱要領第3条第1項第3項参照

※建築一式工事にあつては、上記表中、3500万円とあるのは7000万円と読み替える

※上記表中、「取扱要領」とは「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領(令和4年11月1日施行)」とする。

※上記表中、「市以外」とは国又は他の地方公共団体とする。